

名家連ニュース

令和7年11月10日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.1069号

令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る 基本指針の見直し

第150回 社会保障審議会障害者部会(令和7年10月1日開催)資料より抜粋
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課/障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001570103.pdf> 参照

基本指針について



障害福祉計画は、障害福祉サービスの体制を整えて必要な支援を計画的に確保することを目指すもの。都道府県や市町村が、3年に1度のサイクルで国の基本指針に沿って策定する。厚生労働省は2027年度からの第8期に向けて、今冬に基本指針案をまとめる。

- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9～11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・10月までの議論を踏まえて秋頃に方向性を提示、年末以降、基本指針・成果目標等の見直し案を取りまとめる。
- ・国/(3年に1回、基本指針の見直し)⇒都道府県・市町村(3年ごとに障害福祉計画等の作成)

<今後のスケジュール(想定)>

- ・令和7年度 障害者部会において年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。
- ・令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施
- ・令和9年度 計画実施(～令和11年度)



地域差の是正・指定の在り方に係る主な論点

○サービス供給量の伸びが大きく、多くの都道府県において見込み量を超えた供給量となっている共同生活援助(グループホーム)に係る総量規制の取扱い。

○見込み量の設定は本制度の実施を判断するにあたって重要な指標となるが、地域差の是正の観点も踏まえ、どのように設定するべきか。

○事業者の指定権限を有する自治体(都道府県、政令市、中核市、事業者指定権限を有する一般市町村)において、実際に総量規制を実施している自治体は1割程度にとどまる。本制度は障害福祉計画の実効性の確保に資するものであるが、地域差是



正の観点も踏まえ、その活用を促進することについてどのように考えるか。

○障害福祉サービスの実績や経験の少ない事業者が増えていることなどが指摘される中、そのような事業者のサービスの質をどのように担保するか。

○サービスの見込量の内容の精査が重要。利益優先の事業運営を招いた過去の不適切事案の背景に、事業所指定の在り方についての課題があるのではないか。

障害福祉分野における地域差



○都道府県別市町村別 18 歳以上人口に占める共同生活援助の 2024 年度の利用者数割合をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約 18 倍ある。

○都道府県別市町村別共同生活援助の 2024 年度の利用者数の対前年度比をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約 26 倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741 市町村の内、約 78%を占める。

○市町村別共同生活援助の 2024 年度の利用者数の対前年度比を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約 15 倍あり、全ての政令市・中核市の伸び率がプラスとなっている。

○都道府県別市町村別共同生活援助の 2023 年度の利用者数の対 2021 年度比(年率換算)をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約 17 倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741 市町村の内、約 83%を占める。

○市町村別共同生活援助の 2023 年度の利用者数の対 2021 年度比(年率換算)を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約 10 倍あり、伸び率がプラスの政令市・中核市数は、82 市の内、約 99%を占める。

○都道府県別市町村別 18 歳以上人口に占める就労継続支援(A 型)の 2024 年度の利用者数割合をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約 4倍ある。



○市町村別 18 歳以上人口に占める就労継続支援(A 型)の 2024 年度の利用者数割合を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約3倍ある。

このほか、相談支援体制の充実については、基幹相談支援センターの設置率が特に小規模自治体で低い現状を踏まえ、都道府県による広域的な助言や支援の必要性を書き込むとした。

障害福祉計画は、障害福祉サービスの体制を整えて必要な支援を計画的に確保することを目指すもの。都道府県や市町村が、3 年に 1 度のサイクルで国の基本指針に沿って策定する。厚労省は 2027 年度からの第 8 期に向けて、今冬に基本指針案をまとめる。